

改正後	現 行
<p>⑤ (略)</p> <p>(8) <u>質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について</u></p> <p>① <u>対象となる支援</u> <u>児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援</u></p> <p>② <u>算定される単位数</u> <u>所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算(児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)を除く。)がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。</u></p> <p>③ <u>質の評価及び改善の内容(以下「自己評価結果等」という。)未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。</u></p> <p>④ <u>公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。</u></p> <p>⑤ <u>当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。</u></p> <p>⑥ <u>都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</u></p>	<p>画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。</p> <p>⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p>